

応札書類の受領と開札会の流れ（参考） （Submission and Opening of the Bids）

標準入札図書（Works）／Standard Bidding Document under Japanese ODA Grants（Procurement of Works）の Instructions to Bidders（ITB）の規定に基づき、応札書類の受領と開札会（技術札／価格札）の一般的な流れを以下のとおり整理しましたので、参考にしてください。

【応札書類の受領】

1. ITB 22.1 の規定に基づき、Bid Data Sheet（BDS）に規定された提出場所に、提出期限までに応札書類を手渡しで提出しなければならない。
⇒BDSにはコンサルタントの担当者や電話番号、メールアドレスが記載されているため、応札者は、提出に際し事前に連絡を入れ、担当者に対応できる時間に往訪することが望ましい。
2. ITB 21.2 の規定に基づき、応札書類は封筒に封印され、封筒には応札者の名称等を記載されなければならない。
⇒受領に際し、コンサルタントは封印、記載等を確認し、不備に気が付いた場合は、その場で封印・追記することを求めることが望ましい。また、コンサルタントは受領書を発給することが望ましい。
3. ITB 23.1 の規定に基づき、提出期限以降の応札書類の提出は理由の如何を問わず無効なものとして受領を拒否される。
⇒応札者は前広に応札書類を提出することが望まれる。

【技術札開札会】

1. ITB 25.1 の規定に基づき、技術札の開札会は BDS に規定する場所及び日時において、コンサルタント主催として開催される。
⇒応札者に他の応札者の有無を推察させないために、応札書類の提出期限・場所と技術札開札会の日時・場所は、別の場所とするか、時間を2時間以上ずらすことが望ましい。
⇒施主の対面での出席は必須ではないが、可能な限り、オンラインなりとも同席することが望ましい。
2. ITB 25.2 の規定に基づき、技術札開札会では、それぞれの応札書類について、①応札者の名称、②技術札を構成する文書の有無、③価格札の封印が口頭で発表され、ITB 25.3 の規定に基づき、これら（及び出席者）が記録される。
3. ITB 25.3 の規定に基づき、出席者は立会者として記録（Record）への署名を求められるが、署名は任意である。また、記録のコピーが立会者に配付される。開札会を欠席した応札者には、別途配布される。
⇒可能な限り、JICA 職員も立ち会うこととする。同職員も記録への署名を行い、そのコピーを持ち帰る運用とする。
4. ITB 25.2 の規定のとおり、技術札開札会では技術札の評価や失格の判断は行われない。

⇒技術札の評価には施主の正式な意思決定が必要であり、更に JICA の確認・同意を得なければならないため、そもそも開札会は意思決定の場として位置づけられておらず、応札書類（封筒）を開封し、書類の有無等を公開で確認することまでが開札会の役割である。

【価格札開札会】

1. ITB 25.4 の規定に基づき、技術札開札会後に行われる技術評価に合格した応札者に対して、価格札開札会の日時・場所が書面で通知される。
2. ITB25.6 の規定に基づき、価格札開札会はコンサルタントが主催して実施され、出席する応札者の代表者は、参加に際して署名が求められる。
⇒施主の対面での出席は必須ではないが、可能な限り、オンラインなりとも同席することが望ましい。
3. ITB 25.7 の規定に基づき、価格札開札会では、それぞれの応札書類について、①応札者の名称、②応札金額が口頭で発表され、ITB 25.9 の規定に基づき、これら（及び出席者）が記録される。
4. ITB 25.9 の規定に基づき、出席者は立会者として記録への署名を求められるが、署名は任意である。また、記録のコピーが立会者に配付される。開札会を欠席した応札者には、別途配布される。
⇒可能な限り、JICA 職員も立ち会うこととする。職員も記録への署名を行い、そのコピーを持ち帰る運用とする。
5. ITB 25.7 の規定のとおり、価格札開札会では価格札の評価や失格の判断は行われない。
⇒価格札の評価には施主の正式な意思決定が必要であり（開札会参加者のみで意思決定することはできない）、更に JICA の確認・同意を得なければならないため、そもそも開札会は意思決定の場として位置づけられておらず、応札書類（封筒）を開封し、書類の有無と応札金額を確認することまでが開札会の役割である。

（オプション）

6. ITB 25.8 の規定に基づき BDS に規定がある場合に限り、最低応札額が「cost estimate」を上回った場合に、価格札開札会に出席している応札者に対して契約条件や技術仕様を変更せずにより安価な応札額の提示を求めることができる。
⇒機構としては、「適切な競争の結果提示された応札金額については、適切に市場価格を反映しており、これを尊重すべき」という考えに基づき、価格札の再提出は推奨していない。
7. この場合、同じく ITB 25.8 の規定に基づき、再度の価格札には委任状で受権された応札者の代表者の署名が必要となる。
⇒技術札の一部として提出済の委任状による代表者以外の者が再度の価格札を作成する場合、適切な委任状を用意しておかなければならない。なお、再度の価格札を提出しなかった、又は再度提出した価格札が条件を満たさないと判断された場合、既に提出済の価格札が正式な応札図書として評価される。

以上